

制度改正等の課題解決環境整備事業

労務管理における労働の契約期間、労働時間、休日、賃金などの労働条件を明示した書面が労働条件通知書です。労働条件通知書は法律で作成が義務付けられており、労働社会保険の手続きや助成金の申請で提出が求められるケースがあります。自社の働き方や業種に沿った内容のものでないと、あとで運用に困る場合がでてきます。作成について、最近の法改正の流れもふまえて解説します。

日時

令和4年9月12日月
【午後2時～午後4時】

会場

大野商工会議所 第1・2研修室
※研修室での受講の際は、マスクの着用をお願いします。

講師

特定社会保険労務士 伊藤佑樹 氏

内容

○労働条件通知書の基礎知識
○労働条件通知書の作成の要点
～関連する最近の法律改正の概要～



受講料
無料

下記申込書に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込み下さい。

お申込み・お問合せ 大野商工会議所 中小企業相談所

E-mail soumu@ohnocci.or.jp TEL 0779-66-1230 FAX 0779-65-6110

-----キリトリ>8-----

大野商工会議所 行
(FAX 65-6110)

労務管理講習会 受講申込書

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
氏名			

※ご記入頂いた個人情報は、当セミナーの連絡に使用致します。

労務管理講習会